

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

④ 農畜産分野での3Rの推進（家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックのリサイクルなど）

(1) 事業目的

家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」※1に基づき、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

農業用廃プラスチックについて、リサイクルを基本とした適正処理を推進します。

(2) 取組状況

① 土壌還元の促進

家畜排せつ物の有効な利活用を促進するため、耕種農家に堆肥利用マップを提供し、耕畜連携の取組みを推進しています。

② 実態把握と指導體制の整備

畜産業に起因する環境汚染の改善を図るため、各農林水産振興センター等が市町村と連携して環境汚染の実態を把握し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

③ 助成・融資などの措置

家畜排せつ物を適正に処理するために施設整備等を行う畜産農家に対して、各種補助事業やリース事業、融資事業の活用を支援しています。（資料編 参照）

④ 農業用廃プラスチックの処理

農業用廃プラスチックは、県内各地域に適正処理推進協議会が設置され、県全体で適正処理の推進を図っています。

《用語解説》

※1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 畜産課 農山漁村振興課	0852-22-5137